

7

生活・産業

1 国際金融・経済都市の実現

(提案要求先 内閣府・金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・
経済産業省・国土交通省)
(都所管局 戦略政策情報推進本部・総務局・財務局・産業労働局)

東京が世界に冠たる国際金融都市として輝くための都の抜本的な取組を支援し、東京に必要な資源を集中的に投入すること。

<現状・課題>

都では、平成29年11月に「「国際金融都市・東京」構想～「東京版金融ビッグバン」の実現へ～」を策定し、現在は構想に掲げる施策の具体化をスピード感を持って推進している。

東京が世界に冠たる国際金融・経済都市として輝くためには、都のみならず国、官民連携金融プロモーション組織である「FinCity.Tokyo」、民間の関係事業者が一体となってこうした施策に取り組むことが不可欠であり、国の対応が期待される税制見直しや規制緩和などについて、以下の項目を要望する。

<具体的要求内容>

- (1) 以下の項目について、特に速やかな対応を行うこと。
 - ① 資産運用業者等の資金繰りの円滑化のため、金融業を信用保証制度の対象業種とすること。
 - ② 金融系外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援を行うこと。
- (2) 国内外金融系企業、とりわけ資産運用業及びフィンテック企業の新規参入促進のため、法人税の軽減などを行うこと。
- (3) 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業や、東京版EMP（新興資産運用業者育成プログラム）によって育成される企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる海外金融系企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」に引き続き取り組むこと。
- (4) 金融系外国人材等が安心して活躍できる生活環境を整備するため、
 - ① 高度外国人材の受入促進による金融系外国企業等の進出の加速化、LGBTの方々も活躍できるダイバーシティ実現の観点から、同性パートナーの在留に係る特例を創設すること。
 - ② 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
 - ③ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
 - ④ 外国人の都内生活の利便性向上等の観点から、ペイロールカード口座への賃金支払を可能とする労働基準法上の措置を実現すること。
 - ⑤ 家事支援外国人受入事業について、サービス提供地域の拡大の制度拡充

を実現すること。

- (5) クールジャパンの魅力発信等に資する外国人材を誘致するため、特区により、
 - ① 外国人美容師・理容師の就労を可能とする在留資格緩和を実現すること。
 - ② 外国人料理人の就労を促進する在留資格緩和を実現すること。
- (6) 国際仲裁の活性化に向けて、実効的な人材の確保・育成手法や効果的な広報・意識啓発手法、国際仲裁施設整備の在り方等を引き続き検討の上、必要な措置を講じること。
- (7) ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。

2 「スマート東京」実現に向けた次世代通信ネットワークの早期構築等

(提案要求先 内閣府・総務省)
(都所管局 戦略政策情報推進本部)

- (1) 5Gにおいてはより多くの基地局設置が必要な状況に鑑み、住民サービスの向上に資するよう、過疎地等の地理的に条件不利な地域に加え、都市部においても、5Gを中心とする高速モバイルインターネット網を整備するため、基地局等設置に係る必要な財源を確保すること。
- (2) ローカル5Gについて、自治体が容易に展開導入できるよう、必要な技術的、財政的支援を講じること。
- (3) 安全・安心にデータが利活用される社会を、個人情報保護とデータ活用を両立しつつ実現することを目的とした、官民連携データプラットフォームの構築及び関連するスマートサービスの推進を図る都の先駆的な取組を支援すること。

<現状・課題>

現在、インターネットをはじめとするICTは、生活の隅々まで深く浸透し、ICT産業の発展は近年の経済成長を支えている。世界では、デジタル革命である第4次産業革命が進行しており、日本も世界に遅れることなく「Society 5.0」の実現に向けた取組を加速していく必要がある。国内においては、2020年春に次世代移動通信規格5Gの商用サービスが始まったところである。

こうした中、国においては、高度無線環境整備推進事業や携帯電話等エリア整備事業等の既存事業に加え、5G投資促進税制を創設するなど、特定高度情報通信技術活用システムの普及を後押ししている。

一方、都ではデジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる東京版Society 5.0「スマート東京」の実現を目指している。具体的な取組として、都保有アセットへの5Gアンテナ基地局等設置の手続の簡素化を目指し、アセットデータベースの公開やワンストップ窓口を創設しており、今後、活用の先行事例やノウハウを全国の地方自治体に広く共有し、円滑な基地局整備を後押ししていくこととしている。

電波の特性から4Gに比べて5Gはより多くの基地局設置が必要となるなどの課題がある中で、最先端技術が生み出す豊かさを誰もが等しく享受できるよう、

日本全国での5G環境の早期構築の実現に向け、通信事業者によるアンテナ基地局の設置を促進するほか、ローカル5Gの取組も推進する必要がある。

さらに、都は、国や関係する民間企業、大学などの学術機関、NPO、都内の区市町村や周辺自治体等との連携の下、都庁自身の持つデータに加えて、都内区市町村、関係機関、民間企業等から得た公共データや民間データなどをオープンAPIで呼び出し連携する、官民が連携したデータプラットフォームを構築していく。

地方自治体がデータプラットフォームを構築し、関連するスマートサービスの実施を支援するには、個人情報等データのガバナンスに配慮し、適切な情報の取扱いとデータの利活用促進を両立させ、地域住民の同意を得ながら取組を進めることが重要である。また、分野間・都市間で横断して持続的に活用できるプラットフォームとするために、国のデータ収集に係る基盤整備の動向等を注視しながら、構築を進めていく必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

<具体的要求内容>

- (1) 5Gにおいてはより多くの基地局設置が必要な状況に鑑み、住民サービスの向上に資するよう、過疎地等の地理的に条件不利な地域に加え、都市部においても、5Gを中心とする高速モバイルインターネット網を整備する必要がある。基地局等設置に係る必要な財源を確保し、配分に当たっては都が世界の都市間競争に打ち勝つためにも、不交付団体であることを理由に他の道府県と比べて不利な措置をとることがないよう配慮すること。
- (2) ローカル5Gについて、地域課題の解決に資するようなユースケースを開発実証するとともに、地方自治体が容易に展開導入できるよう、必要な技術的、財政的支援を講じること。
- (3) 安全・安心にデータが利活用される社会を、個人情報保護とデータ活用を両立しつつ実現することを目的とした、官民連携データプラットフォームの構築及び関連するスマートサービスの推進を図る都の先駆的な取組を支援すること。

3 MICE推進施策の強化

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 国際会議等の誘致・開催に係る経費等の支援制度を拡大すること。
- (2) MICE誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化すること。
- (3) MICE推進に係る基盤整備を図ること。
- (4) ユニークベニユ어의活用促進を図ること。

<現状・課題>

MICEの誘致を巡る国際的な競争が激化する中、シンガポールやソウルなどアジアの競合都市では、国家戦略として大規模MICE施設の整備を進めるとともに、誘致・開催に向けた支援や海外プロモーション活動の強化を図り、誘致競争力を高めている。

こうした状況を受け、都では、平成27年7月に「東京都MICE誘致戦略」を策定し、更なるMICE誘致に向けた取組を進めてきた。

今後、海外都市との誘致競争に勝ち抜き、国内でのMICE開催を増やしていくためには、国と自治体が連携して国際会議等の開催を後押しする経費助成などの支援制度を拡大していくことが必要である。

また、国際団体等との連携を一層深化させ、グローバルトレンドや競合国の動向など誘致競争を有利に進めるための情報を収集・分析し、マーケティング戦略を強化していくことが求められる。

さらに、次代のMICE業界を担う専門人材の確保・育成を図るほか、特に国際会議誘致のキーパーソンとなる大学教員等にとって、誘致活動がインセンティブとなるような仕組みを構築するなど、MICE推進に係る基盤整備を図ることが肝要である。

加えて、各地域が連携してユニークベニユ어의活用促進に向けた取組を進めることで、その利活用について全国的な機運醸成を図ることが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費に対する助成などの支援制度を拡大すること。
- (2) MICEに関連する国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、必要な情報収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化すること。
- (3) 若い世代に対するMICE業界への理解促進を図るとともに、大学教員等

が行う国際会議の誘致活動等の取組を適正に評価するなど、MICE推進に係る基盤整備に向けて、関係府省庁への働きかけを行うこと。

- (4) ユニークベニューについて、各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう全国的な機運醸成を図るとともに、関係府省庁への働きかけを行うなど、MICE誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

4 外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 観光目的で来訪する外国人旅行者に対する査証発給について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、適切に要件緩和を進めること。
- (2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時に観光目的で来訪する外国人旅行者に対して、査証発給要件の緩和措置を行うこと。

<現状・課題>

外国人旅行者に対する査証については、これまで段階的に発給要件が緩和されてきたが、多くの国・地域において依然として査証の取得が必要である。

東京 2020 大会の開催時には、様々な国・地域から旅行者が訪れることが予想される。大会を契機として多くの外国人旅行者を受け入れるとともに、その後の更なる観光振興につなげていくためには、着実に査証発給要件の緩和措置を進めていくことが必要である。

一方、新型コロナウイルス感染症が世界中に広がっており、査証発給要件の緩和に当たっては、こうした状況を踏まえながら適切に実施していくことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者数のより一層の拡大を図るため、観光目的で来訪する旅行者に対して、短期滞在査証の免除措置や、数次有効の短期滞在査証の発行を行う対象国の拡大など、査証発給要件の緩和措置について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら適切に進めること。
- (2) 東京 2020 大会の開催を契機として多くの外国人旅行者を受け入れ、その効果を全国へ波及させるため、大会開催時に来訪する外国人旅行者に対する短期滞在査証の免除措置や申請手続の簡素化など、大会の開催に合わせた査証発給要件の緩和措置を行うこと。

5 外国人の受入環境の整備促進

1 外国人旅行者の受入環境整備の拡充

(提案要求先 国土交通省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 外国人旅行者が利用しやすい無料の公衆無線LAN等の整備を推進すること。
- (2) 免税販売手続に関して、外国人旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
- (3) 外国人旅行者の利便性を高める公共交通機関等の共通パス等の発行・普及に向けた取組を推進すること。
- (4) 外国人旅行者の多様な文化・習慣に配慮した環境の整備を推進すること。

<現状・課題>

現在、新型コロナウイルス感染症が世界中に広がっており、観光産業に大きな影響を及ぼしている中、都は収束後のインバウンド需要の回復に向けた取組の準備を進めているところである。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時には様々な国・地域から旅行者が訪れることが予想される。外国人旅行者の滞在時の満足度を高め、再来訪や更なる誘致を推進する上で、外国人旅行者に対する受入環境の整備が一層重要となっている。

国は、「観光立国推進基本計画」において政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定め、「観光ビジョン実現プログラム2020」に基づき、すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境整備等の取組を進めているが、外国人旅行者の利便性及び満足度の向上に向け、受入環境整備の促進、支援を更に積極的に図っていくことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者が多く集まる観光地等において、外国人の誰もが利用しやすい無料の公衆無線LANや多言語で観光情報を提供するツールとしてのデジタルサイネージの整備が図られるよう、国自らがその導入を進めるとともに、都が提供する無料Wi-Fiサービスとの連携を図ること。また、東京2020大会の開催を見据え、各地域に対しての重点的な支援を行うこと。
- (2) 外国人旅行者への免税販売に関して、事業者等への普及啓発などを通じて免税店舗の拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。

- (3) 汎用性・機能性が高い公共交通機関等の共通パスの発行・普及に向け、外国人旅行者の移動の利便性を高める「割引共通フリーパス」について、民間事業者の取組・連携を促進するとともに、外国人旅行者へのPR等による普及促進を行うこと。
- (4) 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者の利便性を向上させるため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援を行うこと。

2 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進

(提案要求先 財務省・経済産業省・観光庁)

(都所管局 産業労働局)

「キャッシュレス・消費者還元事業」を復活するとともに、中小・小規模事業者へ普及啓発の強化を図ること。

<現状・課題>

我が国は、少子高齢化や人口減少に伴う労働者人口減少の時代を迎え、生産性向上は喫緊の課題である。キャッシュレス化の推進は、毎年増加する訪都外国人の利便性向上、インバウンド消費の拡大、ひいては都内経済の活性化に寄与する一方、企業の観点からは、キャッシュレス化によるレジや現金管理・集計業務の短縮などの業務効率化、購買データの利活用による売上増加など、人手不足への対応や生産性の向上が期待される。

こうした中、国は、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、令和2年6月30日まで、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引等の支援（「キャッシュレス・消費者還元事業」）を実施した。

中小・小規模事業者が円滑にキャッシュレス化を図れるよう「キャッシュレス・消費者還元事業」を復活するとともに、中小・小規模事業者への普及啓発の強化が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 中小・小規模事業者が円滑にキャッシュレス化を図れるよう「キャッシュレス・消費者還元事業」を復活すること。
- (2) 中小・小規模事業者が円滑にキャッシュレス化を図れるようセミナーや導入機器のアドバイスを行うなど、普及啓発を強化すること。
- (3) キャッシュレス化の一層の推進が図られるよう観光関連の業界団体に対し働きかけること。

参 考

<キャッシュレス・消費者還元事業の概要>

- 実施期間
令和元年10月より9か月間（令和2年6月まで）
- 条件
補助期間中、本制度を利用する中小・小規模事業者に対し、3.25%以下の手数料率
- 支援内容
 - (1) 消費者への還元
中小・小規模事業者向け支援⇒ 消費者還元率5%
フランチャイズ等向け支援⇒ 消費者還元率2%
 - (2) 決済端末等の導入補助
中小・小規模事業者向け支援⇒ 端末費用補助10/10
(国2/3、決済事業者1/3負担)
 - (3) 決済手数料の補助
中小・小規模事業者向け支援⇒ 手数料補助1/3
- 対象加盟店
一部の例外業種を除き、原則全ての業種が対象
- 対象決済手段
クレジットカードのみならず、電子マネーやQRコード決済も対象

6 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置に取り組むこと。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、現行の農地制度や税制度の下で、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業の存続に深刻な影響を及ぼしているため、都は「都市農業特区」を提案するなど、制度改善の要求を行ってきたところである。

国は、平成27年4月に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成28年5月に都市農業の振興に関する施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」を閣議決定した。その後、国は生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和を実施したほか、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきたが、今後、残された課題に対応する制度等の改善が必要であるため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

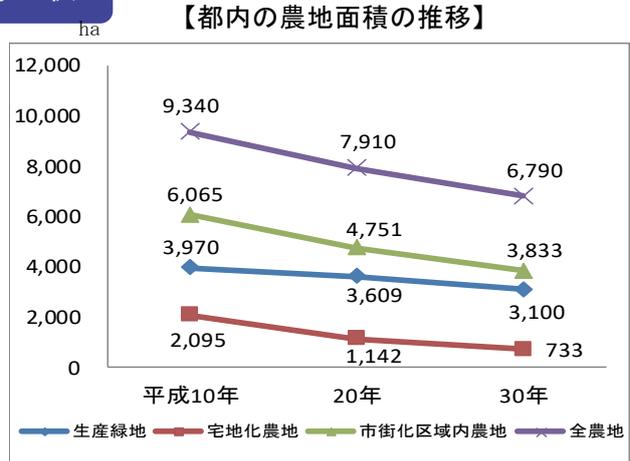
- ① 相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限の下、農業経営に必要な農機具倉庫、農産物販売施設、畜舎、農業用井戸などの農業用施設用地や屋敷林等についても農地扱いとして対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。
- ② 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- ③ 相続税の物納により国有化される市街化区域内農地については、自治体に低額で貸付けし市民農園等として活用させるなど、農的利用の継続を図り、引き続き多面的機能が発揮できる新たな制度を創設すること。

都市農業・農地の現状と国への提案

- 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を併せ持つ都市の貴重な財産

現 状

- 東京都の農地の6割が、市街化区域内に存在、そのうち8割が生産緑地
- 10年間で約900haの市街化区域内農地が減少
- 農地減少の主な要因は相続
 - ・ 地価が高いため、高額な相続税の負担



現行の都市農業・農地に係る制度と課題

■ 制度

生産緑地制度

- 市街化区域内で農地を保全する制度
 - ・ 固定資産税は農地課税
 - ・ 相続税は宅地課税だが、納税猶予制度が適用可

相続税納税猶予制度

- 後継者に農地を引き継ぐための税制の特例
 - ・ 終生営農が条件
 - ・ 市街化区域内では生産緑地のみが対象(田園住居地域を除く)

■ 課題

- ・ 農業に必要な農機具倉庫や畜舎、屋敷林等は、相続税が宅地課税されている
- ・ 自治体の財政が脆弱なため、買取り申出に対応できない

国への提案要求

- 都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、制度改善や税制措置に取り組むこと
 - ・ 農業用施設用地や屋敷林等について、相続税納税猶予制度の適用拡大
 - ・ 生産緑地の買取りのために財政的な支援を拡充
 - ・ 相続税で物納された土地の農的利用を継続させる新たな制度を創設

7 ライフ・ワーク・バランスの推進

1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働に繋がる商慣行の是正に取り組むこと。また、中小企業が取組を進めるにあたって、事前の相談などきめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえること。

<現状・課題>

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、2019年4月から順次施行され、2020年4月からは中小企業に残業時間の上限規制が適用されている。また、2023年4月には中小企業における割増賃金率の猶予が廃止される。こうした中、経営基盤が脆弱である中小企業が、法を踏まえ適切に労働時間の短縮などを進めていくには、個々の実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、業務効率化などの生産性向上に向けた支援も必要である。

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、週60時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、2020年に達成すべき数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス、都ではライフ・ワーク・バランスとして推進）に向けて、新たな目標を設定し、更なる取組を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につながる商慣行の是正も必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、改正法の周知啓発とともに、働き方改革支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2) 全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施策を推進すること。
- (3) 中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働に繋がる短納期の発注の抑制など、長時間労働に繋がる商慣行の是正に向けた取組（しわ寄せ防止の取組）を行うこと。また、中小企業が働き方改革の取組を進めるにあたって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。

参 考

(1) 働き方改革関連法の概要（労働時間法制の見直し）

主な改正項目		施行日	
		大企業	中小企業
労働基準法	残業時間の上限規制	2019年4月1日	2020年4月1日
	年次有給休暇の付与義務		
	月60時間の残業の割増賃金率引上げ	※施行済	2023年4月1日
	フレックスタイム制の拡充 高度プロフェッショナル制度の新設		
労働時間等設定改善法	勤務間インターバル（努力義務）	2019年4月1日	
労働安全衛生法	労働時間の客観的な把握		
	産業医・産業保健機能の強化		

(2) 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(2010年)数値目標
(抜粋)

(内閣府男女共同参画局)

数値目標設定指標	現状(直近の値)	2020年
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	52.8%	全ての企業で実施
週労働時間60時間以上の雇用の割合	8.2%	5%
年次有給休暇取得率	47.6%	70%
メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	60.7%	100%
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	14.8%	29%
第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	55%
自己啓発を行っている労働者の割合	43.3%(正社員) 16.4%(非正社員)	70%(正社員) 50%(非正社員)
男性の育児休業取得率	2.30%	13%

(3) しわよせ防止対策の推進

- ・しわよせ防止キャンペーン月間(11月)の実施

2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局)

デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを社会に根付かせるためのルールづくりを進めるとともに、企業への導入支援や民間企業・自治体等が行うサテライトオフィス整備に対する支援を行うこと。

テレワークは、情報通信技術を活用し時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、労働者のライフ・ワーク・バランスの向上による働き方改革の促進や、企業にとっても、生産性の向上や多様な人材の確保、災害時の事業継続対策などに有効である。

都では、これまで東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における交通需要マネジメント（TDM）、テレワーク、「時差Biz」を一体的に推進する「スムーズBiz」の推進や、感染症の拡大防止に向けた緊急対策などに取り組み、都内企業（従業員30人以上）のテレワーク導入率は約6割に達し、利用する社員の割合も大幅に増加するなど、テレワークは急速に拡大している。

この勢いを止めることなく、新型コロナウイルス感染症防止と経済社会活動の両立を図りながら、「新しい日常」が定着した社会の実現に向け、更なる導入の促進と定着に向けた取組を強化していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークを企業に根付かせるためのルールづくりを官民一体で進めること。
- (2) 中小企業をはじめ、企業のテレワーク機器・設備等の導入や定着を促進するための支援策を拡充すること。
- (3) 自宅だけでなく身近な地域で時間や場所にとらわれずに働けるテレワークの実施環境の整備を促進するため、民間企業や自治体等によるサテライトオフィス設置に対する支援を行うこと。
- (4) テレワーク勤務の運用においては、非正規雇用の従業員も正規雇用の従業員と同様にテレワークを活用できるよう、企業に対し指導を行うこと。
- (5) 労働時間の管理やコミュニケーションの確保、通信環境の整備など、テレワークの導入・運用上の課題を抱える企業に対して、課題解決に向けたサポートを行うこと。

【テレワークの導入促進と定着に向けた都の取組】

○「テレワーク東京ルール」の策定

【テレワーク東京ルール】

<テレワーク戦略ビジョン>

テレワークで実現するワーク・ビジネススタイルの変革

・働き方改革	ライフ・ワーク・バランスの実現
・ビジネス革新	生産性の向上（ビジネスにおけるDX）
・人材活用	多様な人材の活躍（ダイバーシティの実現）
・危機管理	災害・感染症拡大時など非常時の事業継続
・地域振興	勤務地・働く場所の分散による地域活性化

<テレワーク実践ルール（我が社のテレワークルール）>

テレワーク戦略ビジョンを踏まえ、各企業が実情に応じ具体的な取組ルールを設定

【ルールの設定例】

- 働き方改革 : テレワークデー・テレワークウィークの設定、育児・介護中はテレワーク勤務を活用
- ビジネス革新 : 会議や商談・営業は、オンラインで実施（テレビ・ウェブ会議システムの活用）
- 人材活用 : テレワークの活用で障害者等の雇用促進、研修は在宅でeラーニングで実施
- 危機管理 : 警報（台風・大雪等）時や、感染症の拡大時は原則テレワーク勤務
- 地域振興 : 観光地のサテライトオフィス勤務の実施

<メガイベント開催時のテレワークルール>

東京2020大会等の期間中は、テレワークや時差出勤を積極的に実施

○「テレワーク東京ルール」の普及

「テレワーク東京ルール」の普及に向け、官民一体で取組を強力に進めていくため、「公労使による「新しい東京」実現会議」（令和2年9月14日）において、経営者団体や労働者団体の代表者、国（東京労働局）、都で、共同宣言を実施

8 障害者の就業支援策の一層の充実

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 民間企業の法定雇用率2.3パーセントへの引上げを見据えて、企業に対する周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、助成金制度等の周知や施策の充実を図ること。
- (4) 週所定労働時間20時間未満の障害者の雇用に対する支援策を講ずること。

<現状・課題>

都における令和元年6月1日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、2.00パーセントと過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率2.2パーセントを下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

障害者の雇用においては、雇用されても早期に離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

また、国において重度身体障害者に対する支援として障害者雇用納付金制度に基づく助成金等の拡充が図られているところであるが、こうした制度の着実な実施を図るとともに、利用促進に向けた周知や施策の更なる充実が必要である。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などの普及啓発が重要であ

る。

加えて、今後民間企業の法定雇用率が2.3パーセントへ引き上げられることに伴い、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が広がることを見据えて、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

さらに、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、週20時間未満の障害者の雇用に対する支援策が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。
また、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。
あわせて、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などを行うこと。
- (2) 今後、民間企業の法定雇用率が2.3パーセントへ引き上げられることも見据えて、精神障害者の雇用を含めた中小企業への理解促進や事業主に対する支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、障害者雇用納付金制度に基づく拡充された助成金制度等の周知を行うとともに、更なる施策の充実を図ること。
- (4) 中小企業に対し、週所定労働時間20時間未満の障害者の雇用に関する理解促進、受入体制づくり等必要な支援を実施すること。

参 考

【民間企業の雇用者数（東京）】

令和元年6月1日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成26年度 (対前年比)	119,984.0 (3.3%)	26,803.0 (11.0%)	11,097.5 (24.3%)
平成27年度 (対前年比)	123,058.5 (2.6%)	29,361.0 (9.5%)	13,558.5 (22.2%)
平成28年度 (対前年比)	125,448.0 (1.9%)	31,712.0 (8.0%)	16,410.0 (21.0%)
平成29年度 (対前年比)	127,568.5 (1.7%)	33,996.5 (7.2%)	19,400.0 (18.2%)
平成30年度 (対前年比)	131,700.5 (3.2%)	37,022.5 (8.9%)	25,071.0 (29.2%)
令和元年度 (対前年比)	135,139.5 (2.6%)	39,599.0 (7.0%)	29,276.0 (16.8%)

※雇用者数（人）はカウント数

【障害者委託訓練】

○委託料の積算根拠

訓練生1人当たり、上限月額6万円（1ヶ月当たり標準100時間）

○実施コース数および中止コース数

	実施コース数	中止コース数（※）
平成30年度	177	47
令和元年度	148	55

※応募はあったが、最低人数未満のため中止となったコース

9 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を図ること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、女性の有業率が描くM字カーブの底は上昇しているものの、出産・育児を機に労働市場から退出する女性はいまだに多く、また、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況にある。

平成28年4月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年5月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立し、令和4年4月から施行することとなっている。

<具体的要求内容>

(1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化すること。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

(2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク事業の充実強化など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策を一層充実すること。

10 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進

(提案要求先 内閣官房・農林水産省・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、都と連携して全国の事業者に「ビジネスチャンス・ナビ2020」の利用を促すこと。

<現状・課題>

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催は、東京そして日本に世界の注目が集まるとともに、様々なビジネスチャンスが生み出されるなど、全国の産業が飛躍を遂げる絶好の機会である。

東京都は、都内はもとより全国の中小企業等にこうしたビジネスチャンスを波及させていくため、東京商工会議所及び東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施している。

その取組の一貫として、都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」を平成28年4月より運営している。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んでいる。さらに、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結び付けることにより、受発注取引の広域化を推進している。

本サイトを含む中小企業世界発信プロジェクトについては、組織委員会の「東京2020アクション&レガシープラン2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京2020大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられている。

また、組織委員会をはじめとする東京都の外郭団体も順次、電子入札システムとして活用を開始しており、都としても今後一層の活用促進を図るとともに、東京2020大会とその先を見据え、民間企業同士の受発注取引の活性化も進めていく。

日本全体の経済の活性化を図るためには、このサイトへの登録・案件掲載を促していくことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 「中小企業世界発信プロジェクト」を都と連携して推進していくこと。
- (2) 特に、その取組の一環である「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参 考

<中小企業世界発信プロジェクトの概要>

東京2020大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援など、中小企業の更なる飛躍に向け、以下の取組を展開する。

① ビジネスチャンス・ナビ2020

東京2020大会等を契機とする官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のPR情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

② 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

<組織委員会や国における位置づけ>

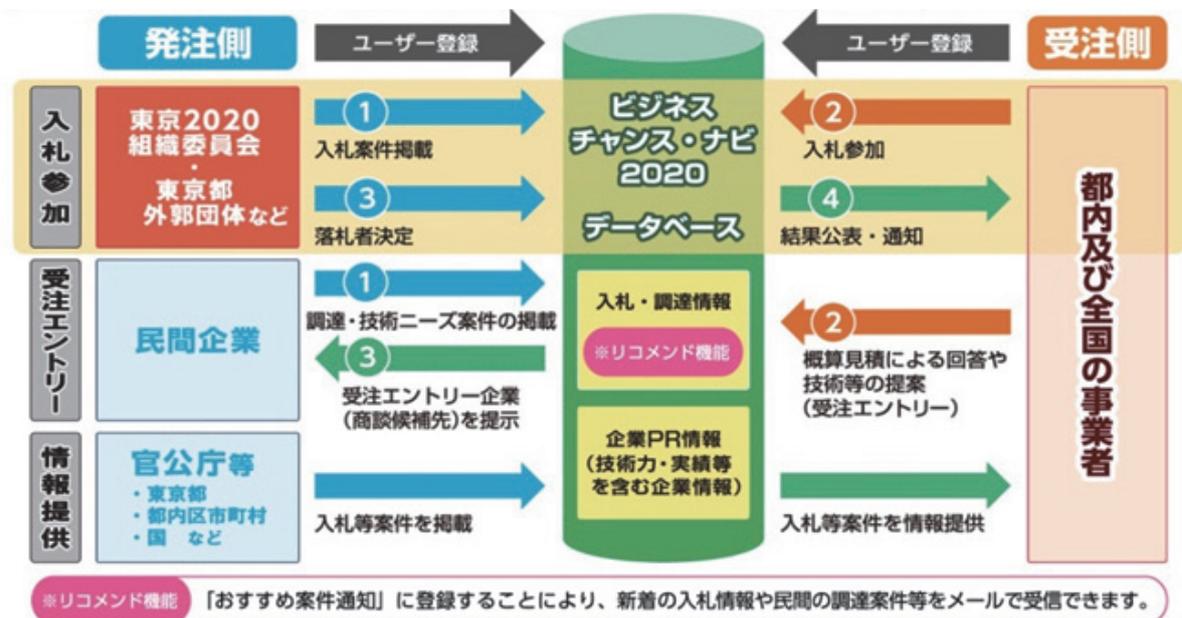
○東京2020アクション&レガシープラン2019 アクション一覧（抜粋）

東京2020大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告（令和2年6月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成28年4月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等と連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

【ビジネスチャンス・ナビ2020の概要】



1 1 感染症の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

中小企業者の資金繰りに対する支援策について、感染症収束までの間にとどまらず、経済が回復基調に至るまでの間、取組を継続するとともに、その更なる充実を図ること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症は、観光客の減少やサプライチェーンの寸断にとどまらず、企業の様々な経済活動に影響を及ぼしており、その長期化が懸念される。

中小企業者にとって厳しい経営環境が続く中、都は、3月、地域金融機関に対して返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請したところであるが、監督官庁である国から各金融機関に対し、適切に対応するよう指導していく必要がある。

また、国は、3月、セーフティネット保証4号の全都道府県への適用、同保証5号の指定業種拡大、危機関連保証の発動など、信用保証制度の充実強化を図ったが、これらは時限措置とされている。感染症収束までの支援継続はもとより、日本経済が回復基調に至るまでの間、更に支援を強化していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国から各金融機関に対し、中小企業からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、適切に指導を行うこと。
- (2) セーフティネット保証及び危機関連保証の運用に当たっては、金融機関から中小企業への資金供給に支障が生じないように、指定期間の延長等に適切に対応すること。あわせて、セーフティネット保証5号について、100%保証による運用を行うこと。